

市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和4年12月8日（木）

開 会（午前9時0分）

○議案第79号「所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

植竹委員

昨日の議案質疑の中で、要配慮個人情報の取扱いという答弁があったが、改めてこの要配慮個人情報というものはどのようなものなのか伺いたい。

高橋市民相談

担当参事

要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪により被害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして定めるものとされています。

植竹委員

今回の法律改正によって要配慮個人情報として加わるものはあるのか。それとも、今までと対象範囲は変わらないということか。

高橋市民相談

担当参事

現在施行されております所沢市個人情報保護条例の下においても、要配慮個人情報は定めてございます。紹介させていただきますと、思想、

信条及び宗教に関する事項、社会的差別の原因となる事実に関する事項、犯罪に関する事項の3つを現在の条例で定めております。しかし、令和5年4月施行の共通ルールであります法には、それよりも実際広い範囲として、少し紹介させていただきますと、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、このあたりまでは同じですが、それ以外に健康診断の結果に基づき、または疾病、負傷や、それらを理由として本人に対して医師等により心身の状態の改善のため指導または診療もしくは調剤が行われたこと、いわゆる診療関係の記録、もしくは犯罪の経歴の他に、被疑者等として扱われた内容についても加わるということになりました。令和5年4月からは要配慮をすべき個人情報は法によりまして対象範囲が広がるということになります。

植竹委員

通常の個人情報と比べると、その辺の配慮の仕方は特別にあるのか。

高橋市民相談

担当参事

法の中には具体的な配慮の方法は特に記載がされておきませんが、行政事務の中で情報を取り扱う際には、一般の個人情報よりも職員が配慮しながら、注意のレベルを高めて取り扱うこととされております。もう一つは具体的実務の中におきましては、個人情報ファイル簿というデータベースを行政機関が使用して業務を行う場合には、そのデータベースの名称や概要を公表するというルールが元々ありまして、その中に要配慮個人情報である旨を表示しておくことが求められています。そういう

点におきましては、データベースというのは漏えい等がありますと大変な被害が生じますので、そこには要配慮個人情報が入っていることを記載して、いわば注意喚起を行うというような目的で制度が始まります。

植竹委員

個人ファイル簿という発言があり、個人情報ファイル簿の作成及び公表とあるが、このファイルにおいて記載する事項はどういうものか。

高橋市民相談

担当参事

まず、ファイルの名称を記載いたします。それ以外に、そのデータベースに記録される個別の内容を表示することとなりますので、多くのデータベースにおきましては市役所のレベルで申し上げますと、住所、氏名、性別等の基本的な情報はおそらく共通して記載され、それ以外にデータベースに固有の何らかの個人情報があれば記載することとなります。

植竹委員

そうすると、作成及び公表については国と同じ規律を適用となることあるが、公表しなければならないものなのか分からないが、必ずしもこのファイル簿というのは公表しなくてはならないものなのか。何かの条件によっては公表しなくてもよいものなのか。

高橋市民相談

担当参事

法によりホームページ等で公表が義務付けられています。

浅野委員

国のほうで統一するということは分かったが、基本的データや個々の病歴、犯歴という個人情報等の市が持っている情報を、国の機関が知ろうとすると知ることができるのか。マイナンバーと関係するかもしれないが法律ができることで、より知ることができるようになるということか。

高橋市民相談

担当参事

法改正による法による共通ルール化の仕組みの中におきましては、国が地方公共団体の情報を集約するというような内容は含まれておりませんでした。引き続き、地方公共団体が保有する個人情報につきましては地方公共団体が共通ルールの下で管理を行うこととなります。

入沢委員

総括になるかもしれないが、今回の改正によるメリットを伺いたい。

高橋市民相談

担当参事

法による共通ルール化によりまして、これまで条例2000個問題等により基準や解釈が乱立していたものが統一され、どの自治体においても同レベルの個人情報の保護や、それによる行政サービスの享受が可能となる点が今回の大きなところだと思います。

川辺委員

今回の改正によって、より国の制度に合わせるとのことだが、それに伴って例えば市の使っているシステム等の改修等の費用は発生するの

か。それとも国の法律に従って各職員の考え方をしっかり変えていくということのなのか。

高橋市民相談
担当参事

今回の法改正に基づく内容は議案にあります条例の本則第4条に関する部分になりますので、特段システム改修を求めることは含まれておりませんでしたので、ご指摘のような費用の増加ということは条例の制定によって出てくるものではないと考えております。

川辺委員

議案資料に所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例での対応とあり、その中に手数料等という表記があるが等ということは何を示しているのか伺いたい。

高橋市民相談
担当参事

それにつきましては、まず開示請求に関する手数料のことになります。開示請求の手数料につきましては、法によりまして条例で定めなければならないとされておりますことから、法施行条例の第3条におきまして、手数料について現在の条例でも無料とさせていただいているものを引き続き無料とすることを定めさせていただいたものです。

植竹委員

審議会への諮問とあるが、何でもかんでも諮問ができるわけでもないと思う。諮問できないものや認められていないものはあるのか。

高橋市民相談 担当参事
今回の法改正によりまして、審議会の審議の対象事項が少しですが変わったところがあります。一言で申し上げますと、個人情報の取扱いに関わる法で定めている事項につきましては、審議会の審議の対象とはなりません。法で定めていない部分につきましては引き続き審議できます。審議の内容は第4条にございますので引き続き求めていくことになります。

植竹委員
国の機関である個人情報保護委員会について聞きたい。これについては情報の提供及び助言を求めることが可能ということだが、助言を求めるだけではなく、市から何らかを国に報告をする義務はあるのか。

高橋市民相談 担当参事
一般的な助言や相談という業務のほかに、監督等も行うこととなっております。その一環として、そういった何か事象が生じた時には例えば資料の提出の要求や実地の調査、指導、それに基づく助言や勧告というものがありまして、勧告等に基づいた措置について報告を行うこととなりますので、地方公共団体の動きに対して定期的な指導や実地調査等も予定されていると聞いております。

矢作委員長
この際、委員として質疑したいので、副委員長と交代します。

天野副委員長
それでは、委員長の職務を行います。

矢作委員	先ほどメリットについての説明があったが、デメリットはあるのか。
高橋市民相談 担当参事	特段デメリットがあるとは考えておりません。
矢作委員	個人情報の漏えいというものが変わらずあるが、そのあたりについての対応策はどのようなものがあるのか。
高橋市民相談 担当参事	これまでは個人情報保護条例の下で職員に対して研修等によりまして、条例の必要性やスキルに関して毎年研修を各職のレベルに応じて実施しております。この共通ルール化につきましても、新しいルールを知っていただくため、当然職員研修は引き続き実施し、それにより漏えい等のリスクが増加しないように対応してまいります。
矢作委員	研修を実施されるということだが、セキュリティの部分では何か変更はあるのか。
高橋市民相談 担当参事	電子的な意味での情報セキュリティに関しましては、デジタル戦略課による情報セキュリティポリシーがございます。それに関する研修も定期的に行っていると聞いております。今回の法改正によって地方公共団

体による情報セキュリティの取扱いについては特段の変更はございませんので、引き続きセキュリティポリシーに基づいた内容の研修を行っていくと聞いております。

矢作委員

これまでもいろいろとセキュリティを強化してきているところだが、例えばUSBメモリー等の紛失であるとか、ミスも相変わらずあるので、そのあたりの対策は何かあるのか。

高橋市民相談

担当参事

漏えいの事象につきましては確かに過去にあったと記憶しております。定期的な研修のほかに、そういった事象が生じた場合には、追加した研修を実施してきました。そのようなことが無いことに越したことはありませんが、もしそのようなことがあればそういった事象に特化した研修を臨時で実施することも必要になるのではないかと考えております。

矢作委員

これまで市の条例では、個人が自身の情報は出さないでほしいという権限が個人にあったと思うが、今回のこの法改正によってその権限というのはどのような扱いになるのか。

高橋市民相談

担当参事

現在の所沢市個人情報保護条例におきましては、情報を出さないでほしいという申し出を受け付けるような仕組みはございません。今回の法

改正による共通ルール化の下におきましては、行政機関においては引き続き申し出を受け付ける仕組みがないことを確認しております。

矢作委員

自分自身の情報に対する権限をどのように主張できるかというところは、法律の中に規定されているのか。

高橋市民相談

担当参事

引き続き、行政機関が保有する自身の情報につきましては、個人情報開示請求により確認することができます。もし、その情報に万一間違いがあった場合には訂正等の請求も可能となっています。その仕組みにつきましては来年4月以降の個人情報保護法の中にも設けられておりますことから、引き続き、自己情報コントロール権の行使については支障がないと捉えております。

矢作委員

自身の情報を出さないでほしいと思っても、それはルール化の中で方策がないということか。

高橋市民相談

担当参事

その件につきましては、外部提供に関するルールとして現在の条例にもございますが、来年4月以降の共通ルールにも外部提供に関するルールがございます。外部に提供するかしないかの判断につきましては、個人情報保護委員会が監督をしておりますし、詳細な事務対応のガイドとしてマニュアル集等も発布されておりますので、それに従って恣意的な

判断はできないものとなっておりますので、厳格な、あるいは詳細な基準に基づいて外部提供について行政機関は対応していくこととなります。

矢作委員

こういったことについて、今回の条例を提案される際に、審議会でいろいろと議論をされたかと思うが、その中でどのような議論があったか。

高橋市民相談
担当参事

本年6月及び9月に開催された情報公開・個人情報保護審議会におきまして、ご審議いただいたところですが、法改正による情報の取扱いの変更によって、個人情報の保護のレベルについて確認するというご意見が一部の委員からございました。そこでは目的外利用が可能となる条件につきまして議論がなされまして、それに対しては社会通念上客観的に見て合理的な理由が必要になることが法やガイドラインに示されており、基準を個々に説明させていただきまして、今お答えしたような内容を事務局からお示したところご理解をいただき、個人情報保護のレベルについては維持されるということをお認めいただいたところです。

矢作委員

保護のレベルのことについての審議があったということだが、何か心配されるようなことや懸念事項等は出されなかったか。

高橋市民相談

審議の場におきましては、具体的な事象について議論されることはご

担当参事 ございませんでした。

天野副委員長 それでは委員長と交代します。

【質疑終結】

矢作委員長 この際、委員として意見を申し上げたいので、副委員長と交代します。

天野副委員長 それでは、委員長の職務を行います。

【意見】

矢作委員 議案第79号「所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について」日本共産党所沢市議団を代表して、意見を申し上げます。国の個人情報保護法が制定されたことによる施行条例の制定ですが、国の法改正によって今回の提案が行われ、法律と国の委員会に共通ルールの法解釈が一元化されます。匿名加工情報の取扱いについては、今回の施行条例制定には含まれていませんが、今後、国や国の個人情報保護委員会が匿名加工情報を提供すると決めれば、市は使用手数料条例を改定して情報提供を行うこととなります。これまで個人情報の提供に関する権利は保証された部分が一定ありましたけれども、法改正によって国に権限が変わることとなります。審議会で認められれば、個人の意思確認なしに情報公開が進むこととなります。今回の施行条例制定は自治体の持つ膨

大な個人情報企業が企業の経済活動に活用されることに道を開くものであり、反対いたします。

入沢委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第79号に賛成の立場から意見を申し上げます。

議案79号は個人情報の保護に関する法律の改正に対応するものであります。個人情報の取扱いは今後、法律による共通ルール化によりまして、個人情報の保護と関連いたします行政サービスの享受は全国一律、どの自治体においても大きく異なることはなくなるわけでありまして、個人情報の取扱いにつきましては、引き続き、自治体の責任で行われていくことに変わりはありません。個人情報の漏えいについては、今後とも万全にご留意していただきたいと思っておりますけれども、今回の改正はいわゆる共通化によるメリットが非常に大きいものと評価いたしまして、本案に賛成いたします。

【意見終結】

天野副委員長

それでは、所沢市議会会議規則第116条「委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。」とする規定により、私が委員長に代わりまして、委員長の職務を行います。

【採 決】

議案第79号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべき
ものと決する。

天野副委員長

それでは委員長と交代します。

○議案第86号「所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

浅野委員

自分で市役所に来なくても取得できるということはよいことだと思うが、今までの質疑でもあったが、以前はやらないという答弁をされていたのが今回議案として出てきたということは、国のほうから指示があり、交付金を使えるということでやることになったのか。判断した時期と令和5年3月で終わってしまうが、令和5年度になっても、この交付金を使えるということであれば期間を延長するのか伺いたい。

細田市民課長

このような経緯に至ったことにつきましては、昨日の議案質疑の中で部長よりご答弁させていただきましたけれども、総務省からマイナンバーカード交付促進のためのコンビニ交付の手数料を減額した際には、窓口の密を回避するということにも繋がることから、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金が活用できる旨の通知がありましたことで、令和5年1月から3月まで手数料の減額をさせていただくことも一つにございます。今回に至った理由につきましては、やはり国からの通知によるものもございます。もう一つのご質疑いただきました、来年度についてですが、こちらにつきましては、現段階ですと交付金を活用できたことからから実施をお願いしているところではございますので、もしも交付金が活用できるということであれば、改めて検討させていただくこと

になると思っております。

浅野委員

総務省から通知があったとのことだが、密を回避するのでよいということはこの交付金を使えるということはいいと思うが、総務省は交付金の使い道として、こういったことも含まれるという形だったのか、それとも、市のほうから総務省に問い合わせたのか。また、その時期を教えてください。

細田市民課長

こちらにつきましてはですね、8月に通知が来ておりますが、その前に県を通しまして国に確認をしております。総務省からの通知につきましては、事務連絡という形で各都道府県宛に8月に来てる状況でございます。

浅野委員

来年度に関しては検討するという事で、身近では入間のほうでは市の負担でやってるということを聞いているが、今後についての検討はいつごろ行うのか。また、来年度当初予算に計上するのか決まっているのであればお示しいただきたい。

細田市民課長

やはり交付金という形での話がまだないものですので、現状では実施については考えておりませんので、当初予算にも計上等はしておりません。

浅野委員

今後は考えていないけど検討するという事は、当初予算を計上してから検討するという事か。

細田市民課長

交付金が使えないということになりますと、他の何かのサービスに影響してくることもございますので、交付金の状況を見てからの検討という形にさせていただきたいと思います。

富田市民部長

交付金に関しては、現時点では今年度いっぱいということですので、来年度の現実的な検討は現段階ではしておりません。ですので条例自体も令和5年3月いっぱいの特例を削除する規定を盛り込んでおります。この手数料の減額については、マイナンバーカードの交付促進の誘因策として捉えているわけですが、先ほどご説明した総務省から発信された通知等の時期以降に、国からはマイナンバーカードと保険証、免許証との一体化に関する報道が出ておりまして、今各自治体が行っている誘因策の必要性や位置づけが大きく変わってくると思いますので、その辺も含めた慎重な判断をして、今後の誘因策については検討したいと考えております。

浅野委員

今の段階でコロナに関する交付金も今年度ということで、もしコロナの交付金が令和5年度も使えるというふうになって、この項目にも使え

るということであれば使う可能性は大きいという解釈でよろしいか。

富田市民部長

先ほど申し上げたとおりですが、同じ内容での策が今後マイナンバーカード拡大の誘引に対してどれだけ効果があるのか、それだけ税金を投入して得られる効果というところは、改めて検討しなければいけないので、交付金が延長されたとしても直ちにこの事業をまたやることに直結した判断にはならないと思います。

浅野委員

マイナンバーカードは多分つくってからずっと何年も利用することで使う方にある意味メリットがあればいいと思うが、今の説明だとマイナンバーカードをとにかくつくるため、総務省からの通知があったためということで疑問が残る。しかも、減額については3か月間のみだと、これから周知して、住民票が欲しいという方が何人いるか分からないが結局、マイナンバーカードをずっと利用してほしいからということではなくて、総務省からの通知や市の解釈も含めて、早く申請してもらおうことが主だということか。

細田市民課長

こちらにつきましては、早く申請してもらいたいということではなく、マイナンバーカードを持っていますと、一つのコンビニという形になりますけども、近くにコンビニ等も多くございますので身近なコンビニを利用することで、その利便性といえますか、メリットというものを感じ

ていただけるということからも通知が出ております。

浅野委員

一つのコンビニとはどういう意味か。一つのメーカーのコンビニという意味なのか。

細田市民課長

身近にあるコンビニで使えるという意味で申し上げました。

荻野委員

マイナンバーカードの普及に伴って、コンビニ交付の件数が例年増加していると思うが、全体の証明書の交付のうち、コンビニ交付の割合をお示しいただきたい。

細田市民課長

令和4年4月から10月分までですと、全体のうちコンビニ交付の割合につきまして市民課分では約13%です。

荻野委員

直近では13%ということだが、今回は3月までの期間限定ということで、コンビニ交付10円に手数料引き下げることによって、どのぐらいまで上げたいといったような具体的な目標値があるのか伺いたい。

細田市民課長

3か月という期間もございますので、具体的に何%ということでの数字の目標というものは定めておりません。

荻野委員

目的としてはマイナンバーカードの普及の誘因ということだが、私はやっぱり業務負担の軽減にもっと繋げることを重視したほうがよいと思う。私も5年ぐらい前にコンビニ交付の手数料を下げたほうがよいのではないかと質問したことあるが、その時から言われているのがコンビニ交付にすることによって、地方公共団体情報システム機構に手数料を支払わなければいけないという説明だった。幾ら払ってるのか確認したい。

細田市民課長

1件につき117円です。

荻野委員

そうすると、手数料を117円以上に設定すれば特に市として持ち出しはないということか。

細田市民課長

そのとおりです。

荻野委員

窓口での手数料について、証明書は200円、戸籍関係は450円となっているが、117円以上であればよいのではないかと思う。なので、期間限定で手数料を10円にするよりも恒久的に窓口より手数料を多少低くするという考え方もあると思うが、その辺の検討をされたことあるのか。

細田市民課長

窓口での手数料とコンビニの機械を使った手数料につきましては検討

されている自治体もございます。その中には、現行の手数料を据え置いて、窓口での手数料を上げている自治もございますので手数料の金額が適正であるかどうか等も含めまして研究してまいりたいと考えております。

荻野委員

研究してまいりたいということは、これまで検討したことはないということか。

阿部市民課主
幹

今回のコンビニ交付サービスの手数料減額に関しまして、恒久的に行うことであるとか、値段をいくりにするかということを含めて検討いたしました。とはいえ、諸般の財政のバランス等を考慮した結果、交付金の使える3か月間に手数料が10円になるということで、多くの方に知ってもらおうということを考えてしまして設定いたしました。

荻野委員

10円になるということで、多くの方に知ってもらいたいということだが、昨日の議案質疑の中でもマイナンバーカードも持っていて窓口に来られる方はいると思うので、そういった方への案内をしっかりとしないと、コンビニに行けば手数料が10円で取れたのに後から知ったという方も出てくると思うので、その辺どのように考えているのか伺いたい。

細田市民課長

ホームページですとか、ほっとメール、ポスター、まちづくりセンタ

一だより等でしっかりと通知してまいります。また、窓口にも分かりやすいような表示をしてお知らせしようと考えております。

荻野委員

表示だけではなく、実際に窓口に来た方に口頭で言ったほうがよいのではないかと。

細田市民課長

検討してまいります。

粕谷委員

今までの質疑の中で今回事業の概要等を書いてあるが、今回の条例制定は個人番号カードの交付を促進するためということが最終目的として捉えられがちである。今回の条例制定について確認だが、マイナンバーカードの交付促進のためには、コンビニを利用していただくことがコロナ禍にあつての過密化を防ぎ、感染拡大を防止するという意味も含めて、地方創生臨時交付金を充当しているということによいか。

細田市民課長

そのとおりです。

植竹委員

これまでの質疑の中でもあつたが、臨時交付金を財源とするのであればということであつたが、一般財源を活用しても可能性としてはあるのではないかと思うが、それぞれの効果検証した上で、そのような可能性もあるという認識によいか。検討結果によるのだろうけれども、交付金あ

りきではなく、検討の結果、一般財源を活用したより取組も可能性としてあるという認識でよいか。

細田市民課長

検討という意味では、効果等も含めまして研究してまいりたいと思います。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第86号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第89号「住民異動受付支援システム用機器の取得について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第89号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時55分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前10時5分）

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

矢作委員長

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前10時10分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和4年第4回（12月）定例会

市民文教常任委員会

- 1 市民文化について
- 2 地域コミュニティについて
- 3 市民活動について
- 4 情報の共有と市民参加について（情報公開・市民相談・個人情報保護・広聴）
- 5 消費生活について
- 6 社会保障について（国民年金）
- 7 交通安全について
- 8 防犯について
- 9 社会教育について
- 10 スポーツ振興について
- 11 生涯学習について
- 12 学校教育について